

幼い3人の子の命を奪った2006年8月の飲酒事故から2年8か月が過ぎた。発生直後、全国で撲滅の機運が高まり、取り締まり強化も相まって、飲酒運転は一時激減した。しかし、飲酒事故そのものは、依然となく減少傾向も鈍化している。絶対に許さないとの意識を風化させないため、各地で取り組みが続けられている。

事故から2年8か月

飲酒事故減少傾向が鈍化

警察庁によると、07年に全国で起きた飲酒運転による事故は7558件。前年に比べ35%減ったが、08年は6219件と前年比17・7%減にとどまった。

運転者のアルコール濃度が酒気帯び運転の基準値（呼気1.05ミリ・ミリ以下）に達した事故は、07年に全11件、08年に10件と、減少傾向は鈍化している。

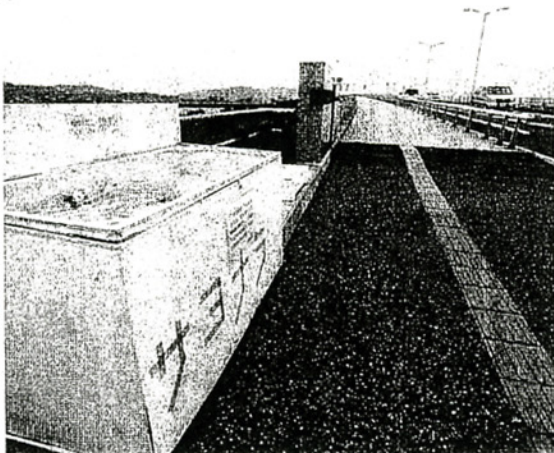
大分県では07年7月、全国の飲酒運転撲滅を定めた条例が施行された。毎月20日を「飲酒運転根絶県民運動の日」とし、街頭で啓発のほりや横断幕を掲げている。

同県生活環境企画課は、インターネットのホームページ

各地で撲滅運動続く

で取り組みを紹介している。担当者は「意識を薄れさせないため、活動の記録を残しています」と話す。

焼酎王国・鹿児島では、昨年から酒造会社の社員らが県内をリレーし、「法律違反の飲酒を許すな」と訴えて回っている。佐賀県も毎月25日を「飲酒運転根絶の日」と定め、キャンペーンを展開している。



事故現場近くには、今も「サヨナラ」と書かれた献花台が置かれていた（15日午前、福岡市東区で）＝坂口祐治撮影

画期的な判断／結論ありきの印象／裁判員も混乱する 識者の見方

今回の福岡高裁判決に対して、飲酒運転の被害者らは「妥当」と受け止めたが、問題性を指摘した識者もいた。また、21日から始まる裁判員制度への影響を指摘する声も聞かれた。

12年前、次女みづほさん（当時20歳）を飲酒運転の車に奪われ、世界的な犯罪被害者救済組織「MADD」の日本支部を設立した飯田和代さん（65）（千葉県鎌ヶ谷市）は「危険運転致死傷罪の適用は画期的で、よく判断してくれた。大上さんをはじめ、私たち被害者遺族の今後の生き方に、大きな意味を持つ」と話した。

諸沢英道・常磐大教授（被害者学）は「事故原因を臨見運転とした一審判決は、一般のドライバーの常識から見ても不自然なものだった。現場での実験結果を基に、その不自然さを指摘し、正した点が評価できるとし、「自分の運転が危険であることを認識しながら運転を続けたとして、危険運転致死傷罪の『故意』も認定し、重い判決を下した点も見逃せない」と語った。

交通事故に詳しい高山俊吉弁護士（東京）は「危険運転致死傷罪が認定された他の判決では、アルコール濃度の平均は呼気1.05ミリ・ミリで、今回の被告の0.25ミリ・ミリは非常に低い」と言える。飲酒状況に関する分析も不十分であり、厳罰化が進む中、結論先にあるという印象だ」と指摘した。

交通事故は通常、裁判員制度の対象事件ではないが、今回の事故のように危険運転致死傷罪で起訴された場合は、「故意に人を死亡させた事件」と見なされるため、裁判員裁判で裁かれることになる。

内田博文・九州大学大学院法学研究教授（刑事法）は「危険運転致死傷罪の構成要件はいまいで、個々の裁判官が判断している。重大事件の判決が裁判官によつて分かれるのは好ましくない。裁判員も混乱する」と懸念する。

危険運転に断罪